『公費負担医療等の手引』2021年7月版 正誤・追補(2021.8.20)

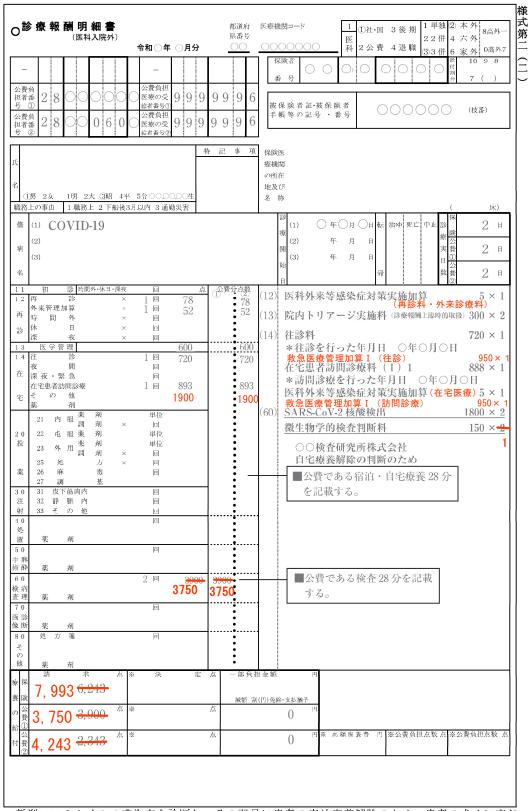
※追補についてはページ数の先端に■を入れております。

頁	訂正箇所	誤			正			
108	右段上から 1 行目と 25 行目	…資料 49 <u>P. 112</u> 国保用…			…資料 49 <u>P. 117</u> 国保用…			
340 361	左頁下から 11 行目	2 管理票 には、医療機関の確認印 が必要です。			2 管理票 は、医療機関による記入 が必要です。			
455	左段上から 16 行目	···患者等の 前年分の所得税額が147万円 を超える場合···			…患者等の世帯員の市町村民税の総所得割額が 56 万 4 千円を超える場合…			
458	右段下から 9 行目	…絶対的扶養義務者の 前年分の所得税額を合算した額 が 147 万円 を超える場合…			···絶対的扶養義務者の世帯員の市町村民税の総所得割 額が56万4千円を超える場合···			
4 47	下から 23 行目 の下に右を追 加	松本市	2 8	2	2 0	2 5 0	5	
■ 447	下から 13 行目 の下に右を追 加	一宮市	2 8	2	2 3	5 5 0	5	
573	左段上から 9 行目 (5)を削除	(5) 職域健診HIV・性感染症検査モデル事業 ① 実施主体 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市及び福岡市を実施主体としたモデル事業。 ② 実施方式 実施に当たって選定した健診センター等において実施する。 ③ 対象者、検査の実施検査の受検を希望する者を対象とし、検査の項目はHIV抗体検査(抗原抗体スクリーニング検査等)及び梅毒検査(梅毒血清反応検査)とする。			削除 			

最新の正誤表については、保団連 HP(https://hodanren.doc-net.or.jp/)でも紹介しておりますので、ご確認下さい。



〔参考〕新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養中に往診し、その後、訪問診療し療養解除のため2回のPCR検査を行った記載例



^{*}新型コロナウイルス感染症を診断し、その翌月に患者の宿泊療養解除のため、患者の求めに応じて往診にて1回目の唾液による PCR 検査を行い、24時間以上の間隔をあけて訪問診療を行い2回目の唾液による PCR 検査を行った。

^{*} PCR 検査とその判断料は検査28が優先され、その他の医療は宿泊・自宅療養28の適用になる。

^{*}医科外来等感染症対策実施加算は臨時的な扱いであり、2021年9月診療分まで算定できる予定である。